

表—3—1 修景基準（街道沿い）

建築物	外部意匠	位置	通りに面する建築物は、町並み壁面線に従い、周囲の伝統的建造物との調和を図る。
		高さ	2階建とする。 軒高は周辺の伝統的建造物と調和させる。
		構造	原則として、木造とする。
	屋根・庇	形式	原則として、屋根は切妻とする。ただし、角地に建築する場合は、入母屋にすることができる。 1階と2階の分節には建築物本体と調和した庇を設ける。
		棟向き	原則として、平入りとする。
		勾配	周辺の伝統的建造物と調和させる。
		材料	粘土瓦（いぶし瓦）を使用とする
		軒	伝統的な町並みとして調和のとれたものとする
		樋	銅製又はこれに類するものとする。
	外部意匠	外壁	原則として、板張り及び漆喰仕上げとし、伝統的町並みと調和を図る。建具は木製とする。
		開口部	位置、形態及び仕上げは、歴史的な風致を著しく損なわないものとする。建具は木製とする。
		基礎	周囲の伝統的建造物と調和させる。
		色彩	原則として、材質を生かした色彩とし、伝統的な町並みに調和したものとする。
設備機器等		通りから見えないような配置、形状とする。やむを得ず、通りに面して設ける場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ、着色を施し、外観上目立たないよう目隠しを行うものとする。	
工作物	塀・石垣等	原則として、伝統的建造物群の特性を持ったものとする。	